

事業従事者規模 10 人未満の調査事業所の抽出方法

(1) 基本方針

10 人未満の事業所の抽出については、255 の調査地域（郵便番号 5 桁地域）を決定した後、特別の措置を講じる特殊産業とそれ以外の産業とで抽出方法を変えることにより、必要標本数（10,167）の 4 倍（40,668）程度を確保する。

特殊産業は、255 の調査対象地域内にある事業所数が 255 に満たない産業として定義する。

特殊産業以外の産業については、調査対象地域内にある調査対象産業の事業所にその産業の本来の抽出率でウェイト付けして、地域ごとに 160 事業所を抽出する。この方法により、標本設計時のネイマン配分による必要標本数に近い標本数を抽出することができる。

(2) 特殊産業の抽出方法

特殊産業の標本数は、それ以外の標本数に上乘せする。この方法により、調査する標本数が 286 増加することになるが、調査の実施において大きな支障はないものとする。

特殊産業については、地域別の産業構造の違いなどにより、1 地域当たり 1 事業所でさえ抽出できないことから、全調査対象地域に存在する事業所で 1 つのリストを作成して必要標本数の 4 倍を等間隔抽出する。

特殊産業に該当する産業は、以下の表 1 に示す 11 産業である。ただし、「381 公共放送業（有線放送業除く）」（表章外の「38 放送業」）については、表章分類ではないこと及び事業従事者規模 10 人未満の事業所が全国で 84 しか存在しないことから、調査対象にしなくても問題ないと考えられるため、特殊産業とはしない。

なお、「42 鉄道業」及び「883 事務用機械器具賃貸業」については、調査対象地域内に、必要標本数の 2 倍程度しか存在しないため、調査を実施する過程で廃業等が生じた場合に備え、最低限必要標本数の 2 倍を等間隔抽出する措置を講じる。

表1 特殊産業の事業所数

特殊産業の産業分類名	調査対象地域内の事業所数	必要標本数の4倍
372 固定電気通信業	125	12
373 移動電気通信業	67	12
382 民間放送業（有線除く）	168	16
383 有線放送業	70	52
42 鉄道業	236	408
46 航空運輸業	156	132
8091 興信所	186	144
8443 ゴルフ場	150	40
859 その他の廃棄物処理業（注）	21	8
883 事務用機械器具賃貸業	152	164
932、939 と畜場等（注）	145	156
合計		1,144

注）表章の対象外である産業分類である。

(3) 調査対象地域ごとの抽出事業所数

最後に、抽出した各地域 160 の事業所をできるだけ産業構成が均一になるように8（2グループ×4倍）グループに区分し、特殊産業の抽出事業所を上乗せした各グループの抽出事業所数を比較すると、全体の69%は20事業所であり、多いところでも最大26事業所であることから調査員による実査に耐え得るものとする。

(4) 抽出事業所数

以上により、10人未満事業所、別途郵送調査を想定している10人以上事業所について、必要標本数と抽出事業所数を比較すると表2のとおりとなる。

表2 必要標本数と抽出事業所数の比較

	必要標本数	抽出事業所数
10人未満事業所	10,167	10,453
10人以上事業所	28,557	28,557
計	38,724	39,010